

## 1 事業名

所沢市生涯学習推進センター条例の一部改正

## 2 事業の概要

パソコン研修室の設備変更に伴う使用料の見直し及び令和元年10月1日から消費税率等が変更となることから、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、施設の設備の変更に伴い、使用料の見直しが見込まれる。また、消費税率等については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

消費税法、地方税法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第57号 所沢市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

◎所沢市生涯学習推進センター条例の一部改正（第1条関係）

別表第1（第9条関係）

施設名	使用時間区分及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9:00～ 午後1:00	午後1:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後9:30
略			
パソコン研修室	600円	600円	600円

備考 略

別表第1（第9条関係）

施設名	使用時間区分及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9:00～ 午後1:00	午後1:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後9:30
略			
パソコン研修室	2,000円	2,000円	2,000円

備考 略

◎所沢市生涯学習推進センター条例の一部改正（第2条関係）

別表第1（第9条関係）

施設名	使用時間区分及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9:00～ 午後1:00	午後1:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後9:30
多目的室	950円	950円	950円
会議室101	630円	630円	630円
会議室102	630円	630円	630円
パソコン研修室	630円	630円	630円

備考 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。

別表第1（第9条関係）

施設名	使用時間区分及び使用料		
	午前	午後	夜間
	午前9:00～ 午後1:00	午後1:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後9:30
多目的室	900円	900円	900円
会議室101	600円	600円	600円
会議室102	600円	600円	600円
パソコン研修室	600円	600円	600円

備考 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

別表第2（第9条関係）

施設名		使用時間区分及び使用料					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
		午前 9:00～ 午前 11:00	午前 11:00～ 午後 1:00	午後 1:00～ 午後 3:00	午後 3:00～ 午後 5:00	午後 5:30～ 午後 7:30	午後 7:30～ 午後 9:30
体 育 室	全面使用	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>
	2分の1 使用	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>

別表第2（第9条関係）

施設名		使用時間区分及び使用料					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
		午前 9:00～ 午前 11:00	午前 11:00～ 午後 1:00	午後 1:00～ 午後 3:00	午後 3:00～ 午後 5:00	午後 5:30～ 午後 7:30	午後 7:30～ 午後 9:30
体 育 室	全面使用	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>
	2分の1 使用	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>